

金沢地方裁判所委員会（第3回）議事概要

1 開催日時

5月26日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

野田武明委員長，板橋興宗委員，稲垣渉委員，上田弘志委員，徳田八十吉委員，中島史雄委員，細野昭雄委員，宮川昌江委員，山本寿子委員，鳥毛美範委員，畠山美智子委員，谷岡賀美委員，伊東一廣委員

（オブザーバー）

金沢簡裁瀨瀨成和裁判官，同荒井庶務課長，同板坂主任書記官，同大西主任書記官，加藤民事調停委員

（事務担当者）

安藤事務局長，石崎民事首席書記官，西下刑事首席書記官，西野事務局次長，平鍋総務課長，仲総務課課長補佐，角谷庶務係長

4 議事

（1）開会前に金沢簡裁受付窓口，8号ラウンド法廷及び1号調停室を委員に案内した。

（2）前回のテーマ「広報活動の充実」の議論の結果を踏まえた当庁の広報諸施策の実施及び計画事項の説明（委員長）

（3）オブザーバーから，簡易裁判所の概要，窓口対応の実状，少額訴訟事件及び特定調停事件について説明

（4）意見交換

主な発言の要旨は別紙のとおり

（5）次回の意見交換テーマ

「刑事裁判の現状と今後の在り方（外国人事件を含む）」

（6）次回開催期日

平成16年11月25日午後1時30分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

A 委員

債務名義を得ても，その履行確保に不安を感じる。簡便な手続で権利が確定するのは良いが，後のことを思えば，トータルで考えると大変だなという感は拭えない。

B 委員

特定調停を申し立てると，業者からの請求は止まるのか。

オブザーバー

登録業者であれば，請求はしてこない。申立人からは，申し立ててからは安心して電話に出ることができるようになったと聞いたことがある。

C 委員

例えば貸金請求の裁判手続に至ってから，金を貸す際にあんな書類を残しておけば良かったとか，こんなことに気を付けておけば良かったと後悔したことがあった。もし，紛争になったらこんな証拠が必要になると言うことが分かっていたら，もっと簡単に手続を進められたであろう。また，証拠がないからと諦めていた人も訴訟を提起できるであろう。そういったことをあらかじめ広く知らせておいて欲しい。

D 委員

日常生活の中で，基本的に留意すべき事項を守っていれば，裁判手続を利用して救済を求められることから，そうした観点での司法教育の必要性について弁護士会でも十分に認識しているところである。

E 委員

それも含め，前回にも話が出たが，司法教育は小学校から始めるべきであろう。

野田委員長

今後も各種裁判手続の内容とそのメリットの広報に努め，国民からの司法ニーズに対して適切に応えることができるようにしていきたい。